

告 示

埼玉県選管告示第五号

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年一月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する告示

公職選挙事務取扱規程（平成十二年埼玉県選管告示第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の一条を加える。

（共通投票所を設ける場合における関係規定の適用の特例）

第十四条の二 法第四十一条の二（共通投票所）の規定により共通投票所を設ける場合においては、第十一条中「令第二十五条」とあるのは「令第四十八条の三の規定により読み替えて適用される令第二十五条」と、第十三条中「法第四十条」とあるのは「法第四十一条の二第六項において準用する法第四十条」と、第十四条中「投票所」とあるのは「投票所又は共通投票所」と、第十八条中「投票所」とあるのは「投票所及び共通投票所」と、第二十条中「投票所」とあるのは「投票所又は共通投票所」と、第六十七条中「、期日前投票所」とあるのは「、共通投票所、期日前投票所」とする。

第三十条の二中「法第四十八条の二第二項」を「法第四十八条の二第五項」に改める。

第六十八条中「、第十四条、第十五条」を「、第十四条から第十五条まで」に改める。

第六号様式を次のように改める。

平成何年何月何日

（宛先）

埼玉県選挙管理委員会委員長

何市（区町村）選挙管理委員会委員長 印

投票所（共通投票所）開閉時刻の繰上げ（繰下げ）について

下記投票区の投票所（共通投票所）は、平成何年何月何日執行の何選挙につき、下記のとおり投票所を開く時刻（閉じる時刻）を繰り上げ（繰り下げ）ることとしたので、公職選挙法第40条第2項（法第41条の2第6項の規定において準用する法第40条第2項）の規定により届け出ます。

記

- 1 投票区投票所（共通投票所）名
- 2 投票所（共通投票所）を開く時刻（閉じる時刻）の繰上げ（繰下げ）時間
_____時間
- 3 投票所（共通投票所）を開く時刻（閉じる時刻）を繰り上げ（繰り下げ）る事由
- 4 投票所（共通投票所）を開く時刻（閉じる時刻）の繰上げ（繰下げ）の告示の写し
別添のとおり

備考 共通投票所の場合には、「3 投票所（共通投票所）を開く時刻（閉じる時刻）を繰り上げ（繰り下げ）る事由」の記載をしなくても差し支えない。

第十一号様式中「(可選口座)」を「(可併置・可選口座)」に改める。

第十二号様式中「(何期日前)」を「(何共通・何期日前)」に改める。

第十三号様式及び第十四号様式中「(可選口座投資所)」を「(可併置投資所・
何期日前投資所)」に改める。

第十七号様式を次のように改める。

投票箱到着日時調書

(平成 年 月 日)

何選挙

番 号	到 着 時 刻	投 票 区 名	送 致 者 氏 名		備 考
			投 票 管 理 者	投 票 立 会 人	
	午後 時 分	第 投票区			
	午後 時 分	第 投票区			
	午後 時 分	何 共 通 投 票 所			
	午後 時 分	何 期 日 前 投 票 所	選挙管理委員会		

第十七号様式(投票箱到着日時調書様式)

第二十九号様式中「(何期日前)」を「(何共通・何期日前)」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。